

ひとり親家庭

、 重度障害をもつ方

を対象としたマル福をお使いの皆様へ

マル福受給者証の更新の時期になりました

現在お使いのマル福受給者証の有効期限は6月30日までとなっており、7月1日から受給者証が新しくなります。令和2年中の所得により、該当、非該当の判定を行い、該当する方へ6月下旬に新しい受給者証を送付します。

☆ 下記に該当する方は、手続きが必要となりますので、6月中に手続きされますようお願いいたします。
なお、該当する方には6月上旬に通知しております。

- ・令和3年1月1日以降に転入された方
- ・令和2年分の所得の申告をされていない方
- ・障害者手帳・障害年金証書等の確認が必要な方
- ・その他確認事項がある方



☆ マル福には所得制限があります（制限額は下表をご参照ください）。また、同一世帯内に所得が1千万円を超える扶養義務者がいる場合、非該当となります。

○ひとり親家庭マル福

合計扶養親族数		うち老人扶養親族数 (特定扶養親族は更に15万円加算)	
		1人	2人
0人	301万6千円		
1人	339万6千円	349万6千円	
2人	377万6千円	387万6千円	397万6千円
3人	415万6千円	425万6千円	435万6千円

○重度障害マル福

扶養親族	本人	配偶者・扶養義務者
0人	512万9千円	628万7千円
1人	550万9千円	653万6千円
2人	588万9千円	674万9千円
	扶養親族1人につき38万円加算、特定扶養親族は更に25万円加算	扶養親族1人につき21万3千円加算、特定扶養親族は更に6万円加算

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)